

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

農林水産物ブランド化・都市と農村の交流による地域活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

土浦市

3 地域再生計画の区域

土浦市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の農林水産業は、東京から約 60km 圏内に位置し、筑波山塊の東端の山の麓の里山風景を残す農村部から霞ヶ浦沿岸の低地まで農地が広がり、米、葉菜、根菜、果実、花き、工芸作物、畜産と多種多様な農作物に恵まれ、都市近郊農業としてバランスのとれた農業地帯となっている。また、日本第2位の湖面積を誇る霞ヶ浦の水産資源にも恵まれている。

しかしながら、れんこんは日本一の生産量を誇り安定した出荷を行っているものの、農林業経営体は10年間で△32.8%、経営耕地面積は同△8.4%（いずれも2015農林業センサス）、湖面漁業経営体は5年間で△47.6%（2013漁業センサス）と産業全体は衰退している。このままでは、農林水産業者、農林水産物の出荷が減り、耕作放棄地が増大する一方で、れんこんだけは市場出荷を続けるというアンバランスが生じ、農林水産業全体の弱体化が懸念される。

これらの問題に対しては、これまでも本市の特色ある農林水産業を維持・発展させていくために、農林水産業の活性化、新たな収益方法の確立、地域経済への貢献に向けた様々な取組を実施してきた。しかし、個々の品目や各団体での取組に留まり、解決には至っていない。

そこで、農林水産物のPR、加工品作成、都市と農村の交流等を束ね合わせ、総合的な視点で一元化した基本構想を策定し実行することで、地域経済に好循環をもたらすとともに、交流人口増加によるまちの賑わいへとつなげるものである。

【数値目標】（数値は前年度比増加分）

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
本事業を通じた都市と農村の交流行事の参加人数	100 人	200 人	100 人
本事業により開発された加工品等の品数	10 品	10 品	15 品
本事業を通じて開設された農家レストラン・農家民宿の数	0 件	2 件	2 件

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の農林水産物・特産品のPR手法や活用方法等についての検討、都市と農村の交流人口を拡大させる受入態勢の整備等についての検討を行い、土浦ブランドアッププロジェクト基本構想を策定する。

その後、基本構想に基づき、プロジェクト本格実施に向けた推進手法の試行、地域の特色を活かした加工品の試作、自動販売機による加工品の販売、モニターツアー等の実施、販路拡大に向けたアンテナショップ等の検討を進め、試行・試作の結果を踏まえてプロジェクトの本格実施に取り組む。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

土浦市

2 事業の名称及び内容：土浦ブランドアッププロジェクト推進事業

本事業は、本市の農林水産物・特産品のPR手法や活用方法等についての検討、都市と農村の交流人口を拡大させる受入態勢の整備等についての検討を行い策定する土浦ブランドアッププロジェクト基本構想に基づき、各種施策の推進、加工品の開発等に取り組み、試行・試作の結果を踏まえたプロジェクトの本格実施による本市農林水産物の魅力発信、知名度向上を図るもの。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

事業実施に当たっては、関係する農業者、加工業者、関連団体等が一堂に会して問題点を洗い出し、検討し、計画を策定し、実施することで、一貫した方針に基づいた本市の魅力発信、知名度向上に取り組むものとし、民間事業者は、それぞれの特色を活かした新商品の開発を行い、金融機関は、食の商談会等により支援を行う。

【地域間連携】

かすみがうら市は、本市と同様にれんこん生産が盛んで、JA土浦の事業範囲となっており、また、霞ヶ浦の水産資源にも恵まれていることから、連携により事業を推進する。

【政策間連携】

都市と農村の交流事業が観光、お土産販売に結びついていないことから、商業・観光事業での展開方法の検討を行い、さらに、加工品の開発においては「機能的食品」の検討を行うことで、農産物の販売額向上を図る。また、長期的な波及効果として、農業後継者の確保、遊休農地対策を図る。

【自立性】

事業の推進によるブランド力の向上にともない、都市と農村の交流事業においては参加費の増加、地産品販売においては加工品開発及び販路の拡大による売上の増大が見込まれることから、市と農林水産業者の適切な負担のもと事業の継続を図る。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
本事業を通じた都市と農村の交流行事の参加人数	100 人	200 人	100 人
本事業により開発された加工品等の品数	10 品	10 品	15 品
本事業を通じて開設された農家レストラン・農家民宿の数	0 件	2 件	2 件

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月にKPIの達成状況をまとめ、様々な分野の方々から意見を聴取して検証を行い、必要に応じて事業内容等の見直しや改善を行う。検証結果はホームページ等で公表する。

6 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費

① 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 50,000 千円（うち非公共ハード事業 0 千円）

上記事業費総額 50,000 千円のうち、1/2 の事業費に対して本交付金を充てる。

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日（3 ヶ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) そばまつり事業

事業概要：新治地区が県育成品種「常陸秋そば」の生産が盛んな地域で、品評会において表彰を受けるなど高品質のそばの産地となっていることから、手打ちそばやそば粉を使ったお菓子を販売し、土浦市産そばの知名度向上を図る。

実施主体：土浦そばまつり実行委員会

事業期間：10月下旬頃

(2) 田んぼアート事業

事業概要：小野小町伝説の残る小野地区において、水田に発色の異なる稲を植付けてアートを表現する。田植えや稲刈りは都市と地元の住民が交流をしながら協働して行うことで、都市住民の農業への理解を深め、地域の活性化を図る。

実施主体：土浦市新治地区都市と農村の交流事業推進協議会

事業期間：6月から10月

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議において検証し、必要に応じて事業内容等の見直しや改善を行う。

また、市議会常任委員会における予算・決算説明時に事業内容・進捗状況等について説明を行い、議決を経る。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度、3月にKPIの達成状況をまとめ、事業内容及び効果等について評価を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

市ホームページ等で毎年度公表する。